

**平成23年度
政策別コスト情報・
省庁別財務書類の概要**

復興庁

復興庁の任務と組織等の概要

○復興庁の任務

復興庁は、東日本大震災の被災地における復興を一刻も早く成し遂げられるよう、被災地に寄り添いながら、前例にとらわれず、果敢に復興事業を実施するための組織として、平成24年2月10日に、内閣に設置された組織です。

復興庁は、(1)復興に関する国の施策の企画、調整及び実施、(2)地方公共団体への一元的な窓口と支援等を担います。

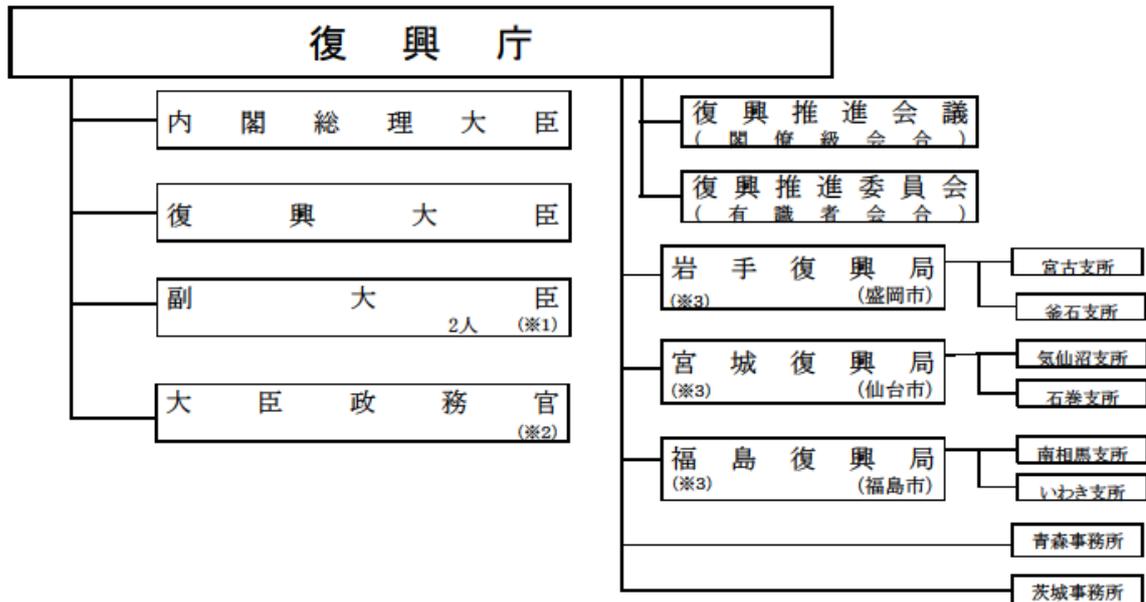
(復興庁設置法第3条)

第三条 復興庁は、次に掲げることを任務とする。

- 一 東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条の基本理念にのっとり、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。
- 二 東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

○組織等

(1) 組織図(平成23年度末現在)



※1 復興庁に副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。
 ※2 復興庁に大臣政務官を置くことができる。大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。
 ※3 副大臣又は大臣政務官が各復興局を担当する。

(2) 定員(平成23年度予算定員)

復興庁の設置は平成24年2月10日であるため、平成23年度予算においては、予算定員は措置されていません。なお、平成24年度の予算定員は120名です。

政策別コスト情報とは

政策別コスト情報は、より一層の財務情報の充実を図るため、平成21年度より各省庁において作成・公表されているものです。省庁別財務書類の業務費用計算書において人件費などの形態別に表示されている費用を、各省庁の政策評価項目毎に配分して表示したセグメント情報として作成しています。

さらに、政策別コスト情報ではフローの情報だけではなく、政策によっては各省庁が保有する資産を活用して事務事業を行っているもののほか、政策にかかるコストとして算入された減価償却費についても基となる資産があることから、政策に関する主な資産(負債)をストック情報として表示しています。

～政策評価と組織の関係～

復興庁(平成24年2月10日設置)の政策評価については、平成24年度より実施されることから、平成23年度においては、「事業コスト等の状況」を作成しています。

事業コスト等の経費別内訳概要

【23年度事業コスト等 経費別内訳】

区 分	経 費					(参考) 決算額
	人件費	賞与引当金 繰入額	退職給付引当金 繰入額	庁費等	その他の経費	
I 人にかかるコスト	15	4	9	2	-	-
II ①物にかかるコスト	167	-	-	-	109	57
②庁舎等	-	-	-	-	-	-
III 事業コスト	30	-	-	-	30	30
(1) 東日本大震災復旧・復興に係る推進調整に必要な経費	30	-	-	-	30	30
(2) 東日本大震災復旧・復興に係る支援対策に必要な経費	-	-	-	-	-	-
(3) 東日本大震災復旧・復興の推進に必要な経費	-	-	-	-	-	-
コスト計(I + II + III)	213	4	9	2	140	57

「II 事業コスト」の「(1) 東日本大震災復旧・復興に係る推進調整に必要な経費」の「庁費等」は、復興整備計画作成支援業務を実施したものです。

※「事業コスト等 経費別内訳」における計数は、百万円未満を切り捨てています。

省庁別財務書類とは

省庁別財務書類は、復興庁のこれまでの予算執行の結果である資産や負債などのストックの状況、当該年度の費用や財源などのフローの状況といった財務状況を一覽でわかりやすく開示する観点から企業会計の考え方及び手法(発生主義、複式簿記)を参考として、平成15年度決算分より作成・公表しているものです。

省庁別財務書類においては、一般会計及び特別会計を合算した「省庁別財務書類」のほか、参考として各省庁の業務と関連する事務・事業を行っている独立行政法人などを連結した「省庁別連結財務書類」も作成・公表しています。

貸借対照表（平成23年度末）

(単位：百万円)

本会計年度 (平成24年 3月31日)		本会計年度 (平成24年 3月31日)	
< 資産の部 >		< 負債の部 >	
有形固定資産	2	賞与引当金	9
物品	2	退職給付引当金	2
無形固定資産	4		
		負債合計	11
		< 資産・負債差額の部 >	
		資産・負債差額	▲ 3
資産合計	7	負債及び資産・ 負債差額合計	7

業務費用計算書（平成23年度）

(単位：百万円)

	本会計年度 (自 平成24年2月10日) (至 平成24年3月31日)
人件費	4
賞与引当金繰入額	9
退職給付引当金繰入額	2
庁費等	140
その他の経費	57
本年度業務費用合計	213

※「貸借対照表」及び「業務費用計算書」における計数は、百万円未満を切り捨てています。

～省庁別財務書類(復興庁)の概要～

○平成23年度の復興庁の省庁別財務書類においては、合算すべき特別会計を有しないため、「一般会計省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成された一般会計省庁別財務書類が省庁別財務書類となります。

また、ここでは、「貸借対照表」と「業務費用計算書」を中心に説明していますが、省庁別財務書類においては、このほか、資産・負債差額の増減を要因別に表している「資産・負債差額計算書」、財政資金の流れを決算を組み替えて区分別に明らかにしている「区分別収支計算書」、さらに各計算書の附属明細書も作成しています。詳細については、別途公表している「省庁別財務書類」をご参照ください。

～貸借対照表のポイント～

(資産)

- 物品は、事務用の備品のうち、取得価格が50万円以上の物品です。
- 無形固定資産は、電話加入権と、職員の給与計算用のソフトウェアです。

(負債)

- 賞与引当金は、6月支給の期末手当・勤勉手当について、本会計年度分を計上しています。
- 退職給付引当金は、退職手当の引当金を計上しています。

～業務費用計算書のポイント～

○業務費用計算書は、事業コスト情報の経費を国の予算・決算の科目に対応した形態別に表示している計算書です。

○復興庁は、平成24年2月10日に設置されたことから、平成23年度の業務費用計算書は設置日から年度末にかけての業務費用を計算したものとなります。

(費用)

- 人件費は、職員等の手当並びに国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、退職手当及び賞与に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上しています。
- 賞与引当金繰入額は、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上しています。
- 退職給付引当金繰入額は、退職給付引当金への繰入額を計上しています。
- 庁費等は、物件費のうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上しています。
- その他の経費は、単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上しています。